



平成28年4月18日

各位

会社名：株式会社ヤマダ電機
代表者名：代表取締役社長 桑野 光正
(コード番号 9831 東証第一部)
問合せ先：経営企画室部長 山田 寿
(TEL. 0570-078-181)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年6月29日開催予定の第39回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社の事業規模の拡大と事業内容の多様化に備えるため、事業目的に追加、所要の変更を行うものであります。(変更案 第2条)
- (2) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を代表取締役に変更するものであります。(変更案 第14条、第15条、第24条)
- (3) 経営体制の一層の充実を図るため、役付取締役に取締役副会長を定めることができる旨を追加するものであります。(変更案 第23条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 (条文省略) 1. ～5. (条文省略) (新設) <u>6. ～12.</u> (条文省略) <u>13.</u> コンピューターシステムの設計、開発、販売、保守、 <u>管理業務</u> 。 <u>14. ～17.</u> (条文省略) <u>18.</u> 金銭貸付業。 (新設)	(目的) 第2条 (現行どおり) 1. ～5. (現行どおり) <u>6. カタログによる通信販売業。</u> <u>7. ～13.</u> (現行どおり) <u>14.</u> コンピュータシステム、 <u>コンピュータソフト</u> <u>上の設計、開発、販売、保守、管理及び技</u> <u>術指導並びに代行。</u> <u>15. ～18.</u> (現行どおり) <u>19.</u> 金銭貸付業及び <u>金銭の貸借の媒介・保証・</u> <u>集金並びに支払いの代行。</u> <u>20.</u> 有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介、

<p>(新設)</p> <p>19. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>20. (条文省略)</p> <p>21. 自動車の販売に関する業務。</p> <p>22. ～23. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>24. ～25. (条文省略)</p> <p>26. 自然エネルギー等を利用した発電及び電気の供給、販売、管理、運営。</p> <p>27. ～28. (条文省略)</p> <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>が招集する。ただし、<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役会長</u>または<u>取締役社長</u>がこれにあたる。<u>取締役会長</u>および<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会に</p>	<p><u>クレジットカードの取扱いに関する業務及び総合リース業。</u></p> <p>21. <u>金融商品仲介業。</u></p> <p>22. (現行どおり)</p> <p>23. <u>結婚相談及び冠婚葬祭に関する情報の提供並びに仲介、斡旋。</u></p> <p>24. (現行どおり)</p> <p>25. <u>自動車、自転車、軽車両その他運搬車等の車両及びこれらの部品附属品等の販売、輸出入及び賃貸並びに整備業</u>に関する業務。</p> <p>26. ～27. (現行どおり)</p> <p>28. <u>介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業、特定福祉用具貸与事業、特定介護予防福祉用具販売事業及び特定介護予防福祉用具貸与事業。</u></p> <p>29. <u>介護保険法に基づく訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護支援事業、介護予防訪問介護事業、介護予防通所介護事業及び介護予防支援事業。</u></p> <p>30. ～31. (現行どおり)</p> <p>32. 自然エネルギー等を利用した発電及び電気の供給、<u>売買</u>、管理、運営。</p> <p>33. ～34. (現行どおり)</p> <p>第3条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって<u>代表取締役</u>が招集する。ただし、<u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれにあたる。<u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により他の取</p>
--	---

<p>において予め定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>第16条～第22条（条文省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第23条（条文省略）</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長または取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会長および取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>取締役がこれにあたる。</p> <p>第16条～第22条（現行どおり）</p> <p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第23条（現行どおり）</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役に</u>事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
---	---

【日程】

定款変更のための株主総会開催日 : 平成28年6月29日
 定款変更の効力発生予定日 : 平成28年6月29日

以上